

- 海洋生物多様性保全戦略(2011): 海洋生態系の生物多様性を保全、生態系サービスを持続可能な形で利用
- 愛知目標11: 2020年までに沿岸域及び海域の10%が保護地域等によって保全 ※SDGs、国家戦略、海洋基本計画でも同様

我が国における海洋保護区の実施

● 海洋保護区の実施 (2011年総合海洋政策本部了承)

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

● 海洋保護区に該当する区域 (2011年総合海洋政策本部了承)

自然公園、自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特措法)、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、天然記念物、保護水面、沿岸水産資源開発区域、指定海域、各種指定区域、共同漁業権区域
管轄水域の約8.3% (372,821km²) にとどまる (2014年3月時点)

重要海域の選定

- 生態学的・生物学的に重要な海域 (EBSA) の基準を踏まえ、**生物多様性の観点から重要度の高い海域**として、**沿岸域・沖合表層域・沖合海底域で、321海域を抽出 (2016年4月公表)**

➡ EEZ/領海内で海洋保護区の実施の推進・管理の充実が課題

国家管轄権外の生物多様性 (BBNJ) 保全

- **国連海洋法条約の下、新協定の策定に向けた準備会合を開催**(2016~)。今年、国連総会に報告し、2018年以降に草案策定開始見込
- 主要論点は、①海洋遺伝資源(アクセスと利益配分の問題を含む。)、②区域型管理ツール(海洋保護区を含む)、③環境影響評価、④能力構築及び技術移転

サンゴ礁生態系保全

- 2016年、夏季の高水温が主な原因と考えられる大規模なサンゴの白化現象が発生。
- **2017年4月、サンゴ大規模白化緊急対策会議を開催**し、モニタリングの推進やサンゴ群集の再生促進、地域の取組強化、気候変動対策と連動した普及啓発等の緊急対策を含む**緊急宣言**を取りまとめた。